石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律

(平成一四年七月二六日法律第九三号)

一、提案理由(平成一四年六月七日・衆議院経済産業委員会)

平沼国務大臣 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国のエネルギー供給の大宗を占める石油天然ガスは、国内供給のほぼ全量を輸入 に依存しており、その安定的な供給を確保するため、自主開発油田・ガス田の確保と石 油備蓄の増強が引き続き重要であります。

しかしながら、石油公団が、これらを実施してきたこれまでの手法において、効率的な事業運営への要請に対する対応に迅速さ、的確さが欠けていた面があることは否定できません。そのため、今般の特殊法人等改革において、事業及び組織形態について抜本的な見直しを行うことが求められてきたところであります。

こうした状況を踏まえ、昨年十二月に特殊法人等改革基本法に基づいて決定された特殊法人等整理合理化計画の着実な実施を図るため、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、石油公団及び金属鉱業事業団の廃止等を円滑に実施するため、以下のような措置を講ずるものであります。

第一に、この法律の公布の日において、石油公団の探鉱融資業務等を廃止するとともに、開発事業資産の管理・処分の業務を新たに加えることといたします。同公団の事業計画を経済産業大臣が認可する際には、当該業務に関する部分について、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聞くことといたします。

第二に、この法律の公布の日から一年八カ月以内に、現在石油公団が行っている国家 備蓄を国の直轄事業として行うことといたします。

第三に、この法律の公布の日から一年九カ月以内に、金属鉱業事業団を廃止することとし、同事業団の権利及び義務は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に承継することといたします。また、石油公団の業務のうち、石油開発技術指導、国家備蓄管理等の業務を同機構に移管し、これらに関する権利及び義務を同機構に承継することといたします。その際、石油公団の業務を資産の管理・処分業務に縮小し、臨時の業務として、既に同公団が締結している契約に係る出資及び債務保証を行うことといたします。

第四に、この法律の公布の日から三年以内に石油公団を廃止し、その権利及び義務を 国及び別に法律で定める株式会社に承継することといたします。また、当該株式会社を できるだけ早期に民営化するため、必要な措置を講ずることといたします。

.....(略).....

何とぞ、これら二つの法律案について、慎重御審議の上、御賛同くださいますように お願いを申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一四年七月五日)

谷畑孝君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案は、特殊法人等改革 基本法に基づいて平成十三年十二月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画を円滑 に実施するため、石油公団及び金属鉱業事業団を廃止する等の措置を講じようとするも のであります。

これにより、この法律の公布の日から三年以内に石油公団は廃止されることとなるほか、廃止までの間の石油公団業務に資産処分業務が追加される等の措置が講じられることとなります。

両案は、去る六月六日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会においては、同月七日平沼経済産業大臣からそれぞれの提案理由の説明を聴取し、同月十二日より質疑を行いました。七月二日には参考人からの意見聴取を行うなど慎重に審査を行い、本日質疑を終了いたしました。次いで、討論を行い、それぞれ採決を行った結果、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告(平成一四年七月一九日)

保坂三蔵君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

まず、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案は、特殊法人等整理合理化計画を円滑に実施するため、石油公団を公布日から三年以内に、金属鉱業事業団を一年九か月以内にそれぞれ廃止するとともに、石油公団における国家石油備蓄事業を国へ移管し、出資・債務保証及び研究開発等の機能を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に、また、残余の同公団の権利及び義務を国及び別に定める株式会社にそれぞれ承継するほか、金属鉱業事業団における一切の権利及び義務を同機構に承継する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、石油の自主開発と石油公団との関係、国家石油備蓄事業の在り方、特殊法人等への天下り問題等について熱心に質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の緒方委員より両法律案に反対 する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきも のと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。